

退職所得に対する 住民税の特別徴収の手引

(令和4年1月1日以降適用)

愛知県清須市

はじめに

個人の住民税は、納税義務者の前年中の所得を課税標準としてその翌年に課税するいわゆる前年所得課税をたてまえとしておりますが、退職所得に対しては、原則として他の所得と分離して退職手当等の支払われる際に住民税を徴収するいわゆる現年分離課税とされております。

したがって、退職所得に対する住民税の税額の計算及び徴収も退職手当等の支払者（「特別徴収義務者」になります。）が行い、これを市（区・町・村）に申告納入することとされております。

この小冊子は特別徴収義務者の皆さんに、退職所得に対する住民税の税額の計算や申告を正しく行っていただくために配布しております。

よくお読みいただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、わかりにくいことがありましたら市（区・町・村）の税務担当者におたずねください。

【退職所得に対する住民税のあらまし】

退職所得に対する個人の市町村民税（東京都特別区にあつては、個人の特別区民税）及び個人の道府県民税（東京都にあつては、個人の都民税）については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村民税と道府県民税をあわせて市町村に納入することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

一 課税する市町村と納税義務者

1 その年の1月1日現在の住所地の市町村が課税

分離課税に係る所得割を課税する都道府県及び市町村（道府県民税については市町村民税とあわせて市町村が賦課徴収することとなっておりますから、以下の説明では都道府県を含めて「市町村」といいます。）は、退職手当等の支払いを受ける人のその**退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村**です。

たとえば、Aさんが令和3年10月31日に退職したとすると、Aさんの令和3年1月1日現在の住所の所在する市町村がAさんの分離課税に係る所得割の課税をすることになります。

そして、分離課税に係る所得割の**納税義務者**は、市町村内に住所を有する人のうち、**退職手当等の支払いを受ける人**です。

2 分離課税に係る所得割が課税されない人

退職手当等の支払いを受ける人が、次に掲げる人であるときは分離

課税に係る所得割は課税されません。

(1) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人**

(2) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の**1月1日現在において国内に住所を有しない人**

したがって、例えばある年の4月に国外の支店等から帰国した人が、その年中に退職手当等の支払いを受けても分離課税に係る所得割の納税義務はありません。

(3) 退職手当等の**収入金額が退職所得控除額より少ない人**（3頁参照）なお、**死亡により支払われる退職手当等に対しては相続税法の規定により、相続税の課税対象となりますので住民税は課税されません**から注意してください。

二 退職手当等の支払いを受ける人の申告

1 提出先など

退職手当等の支払いを受ける人は、その支払いを受ける時まで、「**退職所得申告書**」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙になっています。）を**その支払者を経由して**、その退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所が所在する**市町村の長に提出しなければならない**ことになっています（ただし、この申告書は、退職手当等の支払者が受理したときに市町村長に提出したものとみなされ、市町村長が支払者に対し提出を求めるまでの間、支払者の手元に保存していただくことになっていますので支払者が市町村長に提出する必要はありません。なお、退職所得申告書の提出期限の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日後においては、支払者も保存しなくてもよいものとされております。）。

退職手当等の支払者は、この「退職所得申告書」をもとにして分離課税に係る所得割の税額を計算してください。

三 分離課税に係る所得割の課税標準

分離課税に係る所得割の課税標準は、**その年中の退職所得の金額**です。したがって、同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額です。

1 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

(1) 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況により、所得税法第30条第3項及び第4項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ 勤続年数が20年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たないときは、} 80 \text{ 万円)}$$

ロ 勤続年数が20年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

(2) 勤続年数の計算

勤続年数は、所得税法施行令第 69 条及び第 70 条の規定の例によって計算します。したがって、所得税の場合と同様に、雇主が退職手当等を計算するときに基礎とした年数とその勤続期間の一部である場合又は勤続期間に一定の率を乗じて換算したものである場合であっても、その計算の基礎となった年数にかかわらず、引き続き勤務した実際の勤続期間にしたがって計算します。

(3) 退職所得の金額の計算

退職所得の金額の計算は、収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額とされておりますが、**勤続年数が 5 年以内の法人役員等については、この 2 分の 1 を乗じる措置を廃止した上で計算します。**この 2 分の 1 を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

また、勤続年数が 5 年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の 300 万円を超える部分について、2 分の 1 を乗じる措置を適用しないで計算します。

2 分離課税に係る所得割の課税標準額（＝退職所得の金額）

1 で述べたとおり、退職所得の金額は所得税法の規定にしたがって計算されます。したがって、**分離課税に係る所得割の課税標準額は所得税と同額となります**から、分離課税に係る所得割のために特に課税標準額の計算をする必要はありません。

なお、**分離課税に係る所得割については、基礎控除や配偶者控除、扶養控除等の所得控除はありません。**

四 特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市町村民税は、6%（地方税法第328条の3）、道府県民税は、4%（同法第50条の4））を適用して計算します。

（参考）特別徴収税額計算の流れ

| | | | | | | |
|-------------|---|------------------|----------------|---|--------------------|------------------|
| 退職所得 の金額 | × | 税率 | | = | 特別徴収すべき税額 | |
| | | 市町村民税 (特別区民税) | 道府県民税 (都民税) | | 市町村民税額 (特別区民税額) | 道府県民税額 (都民税額) |
| | | 6% | 4% | | | |

- (注) 1 退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額）に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる（退職所得の金額は、1,000円単位）
- 2 特別徴収すべき税額（市町村民税額、道府県民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる（特別徴収すべき税額は100円単位）。

五 徴収した税額の納入

1 納入先

退職手当等の支払者は、今まで述べたところにしたがって特別徴収した税額を、**退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村に納めていただきます。**この場合、次の点に注意してください。

- (1) 所得税の納付先は、源泉徴収義務者（特別徴収義務者）の事務所等の退職手当等の支払いの日における所在地所轄税務署とされていますが、分離課税に係る所得割の納入先は上記のとおりですので、

退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日における住所地の市町村と異なる市町村となる場合があります。

- (2) 退職手当等が退職した日の属する年の翌年以後に支払われた場合は、現実に支払われた年の1月1日現在における退職者の住所が所在する市町村ではなく、退職者の退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は**退職した日**）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村**です。

2 納入の手続

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を、1で述べた納入先の市町村ごとに区分し、区分したものをまとめて所定の「**市町村民税道府県民税納入申告書**」（納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面になっています。）に所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町村長に**徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに納入書により、申告書提出先の収入役、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納めてください。**

この場合、退職者の退職した年の1月1日現在における住所が所在する市町村と特別徴収義務者の事務所等が所在する市町村とが異なるときは、その事務所等が所在する市町村内に所在する金融機関（郵便局を含みます。）で、当該退職者の住所が所在する市町村の長が指定して特別徴収義務者に通知したものがあれば、その金融機関に払い込んでください。

- (注) 1 使用人が常時10人未満の給与等の支払者が、**市町村長の承認を受けたときは**、特別徴収した分離課税に係る所得割を6月から11月までと12月から翌年5月までの間に徴収した6か月分をまとめて、それぞれ12月10日又は6月10日までに納め

ることができるものとされています。

- 2 特別徴収義務者が個人事業主の場合、金融機関等に提出する（納入済通知書の裏面の）納入申告書には個人番号を記載せず、市町村への提出については、上記とは別の納入申告書（個人番号を含む必要な事項を記載いただいたもの）を用いて、別途郵送等により提出してください。
- 3 個人番号の提供を行う際には、個人番号カード等の提示又はそれに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置（「本人確認措置」）が求められます。詳細は、担当部課へお尋ねください。

六 特別徴収票

「**特別徴収票**」（所得税の退職所得の源泉徴収票にあたり、源泉徴収票と複写となっています。）は、退職手当等の支払者が各受給者について支払いの確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等を記載して 2 部作成し、**退職後 1 月以内に 1 部を退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在における各受給者の住所所在地の市町村長に提出し、他の 1 部を受給者に交付**しなければなりません。

ただし、次の場合には、特別徴収票の提出又は交付が省略されています。

- (1) 法人（人格のない社団又は財団も含まれます。）の取締役、監査役、理事、監事、清算人その他の役員（相談役若しくは顧問を含みます。）以外の受給者の特別徴収票については、受給者に対する交付のみで市町村長に提出する必要はありません。この範囲は、所得税の場合と同様です。
- (2) 分離課税に係る所得割がないときは、特別徴収票の受給者への交付

は必要ありません。ただし、受給者から請求があった場合には交付しなければなりません。

【説例 1】分離課税に係る所得割の計算

勤続年数 25 年で退職し、14,223,632 円の退職手当等を受けた場合の分離課税に係る所得割額の算出

(答)

1 退職所得控除額の計算

$$8,000,000 \text{ 円} + 700,000 \text{ 円} \times (25 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 11,500,000 \text{ 円}$$

(所法 30③Ⅱ)

2 退職所得の金額

$$(14,223,632 \text{ 円} - 11,500,000 \text{ 円}) \times 1/2$$

$$= 2,723,632 \text{ 円} \times 1/2 = 1,361,816 \text{ 円} \rightarrow 1,361,000 \text{ 円}$$

(1,000 円未満の端数は切捨て (法 20 の 4 の 2①))

3 退職所得に係る所得割額 (地方税法第 35 条、50 の 4、314 の 3、328 の 3)

(課税退職所得金額) (税率)

市町村民税所得割額 $1,361,000 \text{ 円} \times 6\% = 81,660 \text{ 円}$

$\rightarrow 81,600 \text{ 円}$

(100 円未満の端数がある場合は切捨て (法 20 の 4 の 2③))

道府県民税所得割額 $1,361,000 \text{ 円} \times 4\% = 54,440 \text{ 円}$

$\rightarrow 54,400 \text{ 円}$

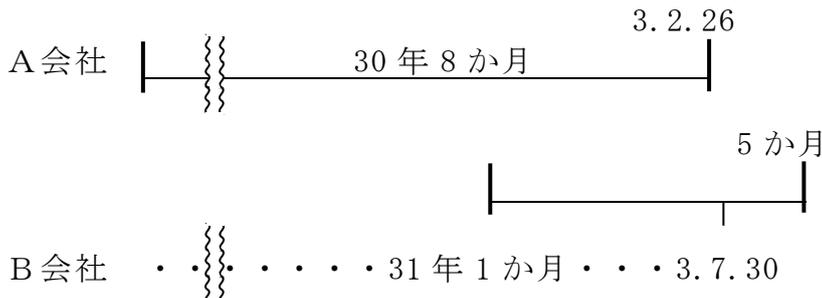
(100 円未満の端数がある場合は切捨て (法 20 の 4 の 2③))

【説例 2】 同一年中に 2 以上の退職手当等を受けた場合

| | | | |
|---------|-------|-----------------|--------------------------|
| A 会社の退職 | 退職手当等 | 3,250 万円 | } の場合の分離 課税に係る所得割額の算出 |
| | 退職した日 | 令和 3 年 2 月 26 日 | |
| | 勤続年数 | 30 年 8 か月 | |
| B 会社の退職 | 退職手当等 | 150 万円 | |
| | 退職した日 | 令和 3 年 7 月 30 日 | |
| | 勤続年数 | 4 年 | |

※ B 会社の法人税法上の役員ではない。

(答)



(1) A 会社が徴収する税額

※勤続年数は、30 年 8 か月を切り上げて 31 年となります。

1 退職所得控除額の計算

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (31 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,570 \text{ 万円}$$

2 退職所得の金額

$$(3,250 \text{ 万円} - 1,570 \text{ 万円}) \times 1/2 = 1,680 \text{ 万円} \times 1/2 = 840 \text{ 万円}$$

3 退職所得に係る所得割額

(課税退職所得金額) (税率)

$$\text{市町村民税所得割額} \quad 840 \text{ 万円} \quad \times \quad 6\% = 504,000 \text{ 円}$$

道府県民税所得割額 840 万円 × 4% = 336,000 円

(2) B 会社が徴収する税額

(注) B 会社が徴収する税額は、その年中に支払を受けた退職手当等に係る所得割額の総額から、A 会社において、既に徴収された税額を差し引いた額となります。

1 退職所得控除額の計算

800 万円 + 70 万円 × (32 年 - 20 年) = 1,640 万円

※勤続年数は、A 会社の退職手当等に係る勤続期間 30 年 8 か月に B 会社の退職手当等に係る勤続期間 4 年のうち、A 会社の退職手当等に係る勤続期間と重複していない期間 5 か月を加えると 31 年 1 か月となりますから、切り上げて 32 年となります。

2 退職所得の金額

(3,400 万円 - 1,640 万円) × 1/2 = 1,760 万円 × 1/2 = 880 万円

※退職所得の金額は、A 会社の退職手当等 3,250 万円に B 会社の退職手当等を加えた 3,400 万円となります。

3 退職所得に係る所得割額

1) 退職所得の分離課税に係る所得割額

(課税退職所得金額) (税率)

市町村民税所得割額 880 万円 × 6% = 528,000 円

道府県民税所得割額 880 万円 × 4% = 352,000 円

2) B会社が徴収する税額

| | 〔その年中 に納める 税額〕 | 〔A会社が 徴収した 税額〕 | 〔B会社が 徴収する 税額〕 |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 市町村民税 所得割額 | 528,000 円 | 504,000 円 | 24,000 円 |
| 道府県民税 所得割額 | 352,000 円 | 336,000 円 | 16,000 円 |

【参考】住民税（退職所得に対する住民税以外のもの）の取扱いについて

- 1 通常、給与所得者は、**給与所得等に対する住民税**（前述した退職所得に対する住民税以外のもの）が、給与の支払いの際、給与から徴収されることとなっています。

給与所得等に対する住民税は、納税義務者の**前年中の給与所得等を課税標準としてその翌年度に課税する前年所得課税**となっています。したがって、退職し、翌月以降において給与が支給されなくなったとしても、給与所得等に対する住民税は、原則として**引き続き課税・徴収されることとなります**。

【設例】10月に退職した場合

令和3年度分住民税 年税額 120,000 円

月割額 10,000 円の場合

(令和3年6月～令和4年5月分)

令和3年10月に退職した場合、10月分までの住民税は市町村に納入済みであるが、11月分以降の住民税の取扱いはどのようになるか。

答 令和3年度分住民税の11月分以降の残税額70,000円について、所定の手続き（後述2参照）により市町村に納入していただくこととなります。

また、令和3年1月から10月までの間に支給された給与等に対して、令和4年度（翌年6月から徴収）において住民税が課税されることに留意してください。

例えば令和3年3月に退職した場合は、令和2年度分住民税の4月及び5月分が徴収されるほか、令和2年1月から12月までの間に支給された給与等に対しては令和3年度分住民税が令和3年6月から、令和3年1月から3月までの間に支給された給与等に対しては令和4年度分住民税が令和4年6月から、それぞれ課税されることとなります。

※この点について誤解が生じないように退職者に対してお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

2 退職した後の給与所得等に対する住民税の未徴収税額の徴収方法については、退職等の時期により取扱いは次のとおりとなります。

なお、未徴収税額があるときは、「給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市町村長に提出してください。

| 退職の時期 | 原則 | 退職者が希望した場合 | 再就職する者が希望した場合 |
|------------------------|--------------|------------|-----------------|
| その年の1月から5月までの間に退職した場合 | (注1) 一括徴収 | ————— | (注2) 特別徴収の継続 |
| その年の6月から12月までの間に退職した場合 | 普通徴収 | 一括徴収 | 特別徴収の継続 |

- (注) 1 一括徴収とは、退職者に支払われる退職手当等の額が未徴収税額を超える場合にその金額を特別徴収することをいいます。
- 2 特別徴収の継続については、再就職先の給与の支払日等の関係により普通徴収となる場合もあります。
- 3 個人番号の提供を行う際には、個人番号カード等の提示又はそれに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置（「本人確認措置」）が求められます。詳細は、担当部課へお尋ねください。

3 退職者に係る給与支払報告書の提出

退職者に係る給与支払報告書は、退職した日現在における住所が所在する**市町村の長に提出しなければならない**ことになっています（ただし、退職した年の給与等の金額が、30万円以下の場合は、提出しないこともできます。）。

提出の期限は、退職した年の翌年の1月末です。たとえば、令和3年10月31日に退職したとすると、令和4年1月31日までに、給与支払報告書を令和3年10月31日現在の住所が所在する市町村の長に提出することになります。